

令和2年第4回双葉町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

9月定例会以降の行政経過についてご報告いたします。

9月19日、第14回市町村対抗福島県軟式野球大会が伊達市ほばら大泉野球場で開催され、双葉町チームは、1回戦で川俣町チームに7対4で勝利、翌20日の2回戦で大玉村チームに7対1で勝利し、初のベスト16に勝ち進みました。26日の3回戦では、西郷村チームと対戦し、緊迫した試合の流れでしたが惜しくも敗れてしまいました。町民の方々がスタンドから双葉町選手の活躍に拍手を送っていました。

10月1日、避難指示が解除された中野地区復興産業拠点に整備を進めておりました双葉町産業交流センターが開所しました。働く拠点内の中核的施設として、施設内の貸事務所及び商業施設に入居された企業や事業主の皆さんと協力連携のもと、施設の利用促進を図ってまいります。

また、11月7日には、双葉町産業交流センター、東日本大震災・原子力災害伝承館、福島県復興祈念公園合同開所式が行われ、引き続き各施設間の相互連携強化により、交流人口の拡大を推進してまいります。

10月18日、第7回市町村対抗福島県ソフトボール大会が相馬光陽ソフトボール場で開催され、双葉町チームは、1回戦で棚倉町チームと対戦し、先制点を取ったものの健闘むなしく敗退しました。

避難先から選手の皆さんに集まっていただき、双葉町のために精一杯プレーしている姿を拝見し、復興に向けて力を頂きました。

10月19日、昨年8月のいわき市南台応急仮設住宅の閉鎖に伴い廃止となった復興支援バスに代わり、新しいコミュニティ支援バスの運行を開始いたしました。

コミュニティ支援バスを勿来酒井復興公営住宅入居者の皆さんなどの移動手段として運行し、町民交流施設をはじめ、商業施設や医療機関、公共機関を経由することで、町民交流施設利用の活性化を図り、避難先でのコミュニティ形成の促進につなげてまいります。

10月22日、双葉町内の教育財産である学校等既存施設の活用等に関わる方向性を検討するために、双葉町学校等施設在り方検討委員会を設置し、関係機

関からの代表者や町民の方々から構成する委員11名に委嘱状を交付いたしました。引き続き、第1回検討委員会を開催し、検討委員会設置の趣旨やスケジュールについて協議をいたしました。また、既存施設の現況を確認するため、11月17日、19日の2班に分け視察研修を実施いたしました。

10月24日、町立幼稚園、小・中学校による合同文化祭「梅檀祭」が、町立学校仮設校舎体育館において開催されました。今年は、新型コロナウイルス感染防止対策として、開会行事や保護者の観覧人数を限定するなど規模を縮小したほか、会場が密にならないよう幼稚園、小学校、中学校の出演を入れ替わりで行い、その様子をライブ発信し各教室や各家庭でも視聴できるように実施しました。また、小・中学生による標葉せんだん太鼓の演奏は、事前に練習風景や演奏を映像で収録し、当日ビデオ上映で披露するなど、工夫を凝らした合同文化祭となりました。

11月3日、いわき事務所において、令和2年度双葉町表彰式を挙行いたしました。今年度の表彰式については、新型コロナウイルス感染防止対策のため、規模を縮小し、特別功労表彰として3名の方々、並びに功労表彰として1名の方のみご出席をいただき表彰状をお贈りしました。

また、今年度は、永年勤続表彰として10名の方々に表彰状を、3名と8団体の方々に感謝状をお贈りしました。

町政進展と住民福祉の向上、並びに双葉町民への支援に多大な貢献をされましたの方々に対し心から感謝の意を申し上げるとともに、双葉町の復興に向けて、今後とも一層のお力添えをお願い申し上げた次第です。

11月15日、第32回市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会が開催されました。今大会は新型コロナウイルス感染防止対策として、出場選手枠が規定され、沿道での応援も自粛という中で、コースはこれまでの半分の郡山ヒロセ開成山陸上競技場から福島県庁前までの9区間、50.2kmで健脚を競いました。

双葉町選手団は、全体での事前練習もできず、個人練習をしながら心一つに大会に臨み、棄権することなく最後まで完走することができました。監督・コーチ・選手、そしてご支援していただきました関係者の皆さんに改めて感謝申し上げます。

次に、国道288号の特別通過交通制度の適用についてですが、国から認定された双葉町特定復興再生拠点区域復興再生計画でも自由通行化を図る道路として位置付けられていることを踏まえ、特定復興再生拠点区域へのアクセス道路を確保するため、地元行政区との調整や、住民へのバリエード種類とバリエード

設置の意向調査を行い、原子力災害現地対策本部及びその他関係機関との調整が整いましたので、12月10日、12時から当該制度の適用を開始することといたしました。

これにより、特定復興再生拠点区域へ繋がる主要路線においては、通行証なく自由に通過交通できるようになり、工事用車両等の通行を円滑にし、復旧・復興事業の迅速化が図られることとなります。

最後に本定例会に提案いたしました、案件について申し上げます。

条例の制定が1件、条例の一部改正が5件、町道路線の廃止と認定が各1件、令和2年度補正予算（案）が5件、合わせて13件となりますので、慎重なるご審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。